

令和8年度 敦賀チャレンジ企業応援補助金(敦賀市中小企業活性化支援事業) 募集要領

本事業は、敦賀商工会議所が敦賀市の委託を受け実施するものです。募集要領の内容をよくご確認の上、申請をお願いします。

1 目 的

中小企業者が実施する設備投資等に対して支援を行うことで、「生産性向上」等につながる取組みを促し、市内中小企業者の経営基盤強化につなげることを目的とする。

2 補助対象者

敦賀市内に本社事務所を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）

3 応募要件（以下の①～⑥をすべて満たす必要があります。）

① 市内において自ら使用する事業所等に、設備又はITツール（ソフトウェア等）を導入すること。

② 「パートナーシップ構築宣言」登録企業であること。

③ 市内において創業して6ヵ月以上継続して事業を営んでいること。

（創業定義・・・・・・ 個人：開業届に記載の創業日、法人：登記日）

④ 法人及びその代表者が敦賀市税を完納していること。

⑤ 労働生産性〔（営業利益＋人件費＋減価償却費）÷労働者数〕について、年平均3%以上向上する計画であること。

（創業して1年に満たない事業所においては、売上が発生した月から申請日時点の売上を年換算で算定し、今後の売上の事業計画に反映させること。）

⑥ 設備導入にあたっては、当該事業に補助金が活用されていることをラベル等で標示すること。
標示内容の例 「令和8年度 敦賀市中小企業活性化支援事業補助金」

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 補助対象事業

○事業概要（以下①又は②と同時に③の取組みを行う必要があります。）

①設備の導入を行うこと。

②IT ツールの導入、システムの構築を行うこと。

③生産性向上、省力化、技術開発 又は 新規事業の何れか若しくは複数の取組みを行うこと。

○補助内容

補助率 1 / 2

補助上限額 1, 0 0 0, 0 0 0 円

○補助対象経費

キッチンカー等車両（※）購入・改造費（専ら事業の用に供する）、設備導入経費（機械装置・工具・器具備品・建物附属設備購入費、その他付帯する費用）、ソフトウェア購入費、導入関連費、システム構築費、委託料（調査研究費、資料作成費）、広告宣伝費（販売促進費）、技術開発

に伴う原材料費、賃借料、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用

(※) キッチンカー等車両：

- ① 食品の調理を目的とした設備を備え、販売する車両又は車両に商品を積載、陳列するとともに場所を移動して商品を販売する車両をいう。
- ② 移動販売車の場合、設備等は簡単に取り外しができないものであること。
- ③ 単なるデリバリー車両でないこと。

5 補助対象経費に関する留意事項

補助対象となる経費は、次の①～③をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降に発生した経費（交付決定日以降に発注等を行った経費）、かつ補助事業期間終了日までに支払われた経費
- ③ 証拠資料等によって金額が確認できる経費

(注) 下記に該当する経費は対象となりません。

- ・ 車両・運搬具のうち汎用性が高いもの
- ・ 中古品。（ただし、キッチンカーの用途で使用する車両は中古品も対象とする）
- ・ 交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人から補助を受けている事業経費
- ・ 金融機関などへの振込手数料
- ・ 消費税及び地方消費税等の公租公課
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6 補助対象期間

交付決定日より令和9年2月26日（金）迄

7 募集スケジュール等

- (1) 募集期間 令和8年8月17日（月）～ 令和8年10月16日（金）
- (2) 審査会 令和8年10月下旬
※時間が決定次第、郵送にて通知します。
- (3) 交付決定 令和8年10月下旬

8 事業の評価基準について

以下の項目を基準に審査会にて評価を行いますので、ご確認下さい。

- ① 労働生産性の改善が見込まれること。
- ② 市場性・優位性が見込まれること。
- ③ 実現可能性、実施体制が十分であること。
- ④ 成長性、持続性が見込まれること。
- ⑤ 地域経済への波及効果や、地域貢献（雇用創出等）が見込まれること。

9 事業の採択方法

- ・提出された申請書が要件を満たしているかを事務局で確認の上、対面による審査会において決定いたします。
- 申請数が多い場合は、書面審査（一次）にて選抜させていただき、一次審査通過者による対面審査（二次）において最終決定とさせていただきます。
- ・審査結果は、申請者へ書面でお知らせします。

10 申請方法

- ・募集期間内に、交付申請書等必要書類を作成の上、敦賀商工会議所まで持参して下さい。
- ・様式については、窓口・Eメール・ホームページ上で配布いたします。
- ・一度提出された書類は、差替えや返却は原則いたしません。

11 提出書類

- 事業計画書（様式1号）※別紙1～5含む
- 購入設備の金額の根拠となるもの（見積書や金額が記載されたパンフレット等）
- 市税の滞納のない証明書（完納証明書）
※法人の場合は会社の分と代表者個人の分が両方必要
- 直近の貸借対照表及び損益計算書の写し
（創業して間もなく確定申告を一度も終えられていない場合は提出不要です。）【法人の場合】
- 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書【法人の場合】
- 直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書〔1・2面〕又は所得税青色申告決算書〔1～4面〕の写し）【個人の場合】
（創業して間もなく確定申告を一度も終えられていない場合は提出不要です。）【個人の場合】
- 創業して1年に満たない事業所においては開業届の写し【個人の場合】

12 実績報告書の提出

採択事業者は、補助事業終了後30日を経過する日、又は令和9年3月12日（金）の何れか早い日までに、実績報告書を提出する必要があります。

《お問い合わせ、申込先》

敦賀商工会議所 中小企業相談所 敦賀チャレンジ企業応援補助金事務局

〒914-0063 敦賀市神楽町2丁目1-4 寺木・高橋

TEL : (0770)22-2611 FAX : (0770)24-1311